平成２５年（フ）第１４号
長崎県対馬市豊玉町仁位646番地１
債務者　国分　宏幸
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第５９５号
神戸市垂水区西舞子８丁目８番23号　シャトーハイツ106号、従前の住所神戸市西区王塚台３丁目94番地の２　青空ハイツ202号
債務者　木田　真輔
１　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６２号
神戸市東灘区本山南町４丁目３番４―609号
債務者　栗下　一子
１　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６７１号
神戸市灘区中郷町４丁目２番19―206号
債務者　松本　和美
１　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１号
熊本県玉名市中1939番地
債務者　森　　一法
１　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１４７号
青森市赤坂１丁目40番10号
債務者　中田　和也
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
和歌山県橋本市学文路193番地の７
債務者　石井　節雄
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２８３号
和歌山市宇須４丁目２番20号　メゾンＮ１―Ｃ
債務者　辻　　利志
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２８７号
和歌山県海南市日方1156番地
債務者　中谷美代子
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３１２号
和歌山県岩出市根来1378番地
債務者　岩見　雅昭
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３２２号
和歌山市手平４丁目８番28号
債務者　北村　清子
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３２４号
和歌山市福島679番地の６　リベラルパレス福島303
債務者　西田　妙子（旧姓丸岡）
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４号
島根県鹿足郡津和野町日原175番地13、前住所島根県松江市浜乃木７丁目８番６号　浜乃木公園ハイツ２号館203
債務者　大庭　雄策
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第１０３８９号
神奈川県小田原市国府津2510―２
債務者　小林　　友
１　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４２３号
東京都中野区大和町１丁目23―20―102
債務者　高橋祐一郎
１　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４７１号
埼玉県本庄市西富田464―１　高橋ハイツＦ101
債務者　鶴谷　伸之
１　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４７２号
東京都武蔵村山市大南１丁目124―４―203
債務者　中澤　広章
１　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４７３号
東京都板橋区仲宿15―３―201
債務者　小林　沙綾（旧姓村上）
１　決定年月日時　平成25年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部